

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 新旧対照表目次

一	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部改正	．．．．．	1
二	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部改正	．．．．．	116
三	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部改正	．．．．．	305
四	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部改正	．．．．．	538
五	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部改正	．．．．．	579
六	国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の一部改正	．．．．．	582
七	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部改正	．．．．．	609
八	国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）の一部改正	．．．．．	647
九	国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の一部改正	．．．．．	648
十	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部改正	．．．．．	675
十一	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）の一部改正	．．．．．	693
十二	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十二年法律第百一号）の一部改正	．．．．．	698
十三	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部改正	．．．．．	704
十四	年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の一部改正	．．．．．	708
十五	国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部改正	．．．．．	710
十六	国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正	．．．．．	715

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章（略） 第二章 被保険者 第一節 資格（<u>第六条―第十八条の二</u>） 第二節・第三節（略） 第四節 届出、記録等（<u>第二十七条―第三十一条の三</u>） 第三章・第三章の二（略） 第三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例（<u>第七十八条の十三―第七十八条の二十一</u>） 第三章の四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例（<u>第七十八条の三十七</u>） 第四章（略） 第四章の二 積立金の運用（<u>第七十九条の二―第七十九条の十四</u>） 第五章 費用の負担（<u>第八十条―第八十九条の二</u>） 第六章―第九章（略） 附則	目次 第一章（略） 第二章 被保険者 第一節 資格（<u>第六条―第十八条</u>） 第二節・第三節（略） 第四節 届出、記録等（<u>第二十七条―第三十一条の二</u>） 第三章・第三章の二（略） 第三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例（<u>第七十八条の十三―第七十八条の二十一</u>） 第四章（略） 第四章の二 積立金の運用（<u>第七十九条の二―第七十九条の七</u>） 第五章 費用の負担（<u>第八十条―第八十九条</u>） 第六章―第九章（略） 附則

第十九条 (略)

2 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月に更に被保険者又は国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、この限りでない。

3 (略)

4 前三項の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

5 同一の月において被保険者の種別に変更があつたときは、前項の規定により適用するものとされた第二項の規定にかかわらず、その月に変更後の被保険者の種別の被保険者であつた月（二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、最後の被保険者の種別の被保険者であつた月）とみなす。

(定時決定)

第二十一条 実施機関は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2・3 (略)

（被保険者の資格を取得した際の決定）

第十九条 (略)

2 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。但し、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 (略)

(定時決定)

第二十一条 厚生労働大臣は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2・3 (略)

（被保険者の資格を取得した際の決定）

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）
（附則第九十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （給付水準の下限） 第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回るようになるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。 一 当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額（当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が四百八十である受給権者について計算される額とする。）を当該年度の前年度までの標準報酬平均額（厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。）の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に二を乗じて得た額に相当する額 二 当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（当該年度の前年度における男子である同法による被保険者（次号において「男子被保険者」という。）の平均的な標準報酬額（同法による標準報酬月額と標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。次号において同じ。）に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率（同法第四十三条第一項に規定する再評価率をいい、当該年度に六十	附 則 （給付水準の下限） 第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回るようになるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。 一 当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額（当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が四百八十である受給権者について計算される額とする。）を当該年度の前年度までの標準報酬額等平均額（第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。）の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に二を乗じて得た額に相当する額 二 当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（当該年度の前年度における男子である同法による被保険者（次号において「男子被保険者」という。）の平均的な標準報酬額（同法による標準報酬月額と標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。次号において同じ。）に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率（

五歳に達する受給権者に適用されるものとする。)を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を四百八十として同項の規定の例により計算した額とする。)を十二で除して得た額に相当する額

三 (略)

2・3 (略)

(第三号被保険者の届出の特例)

第二十一条 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者(以下この項において「第三号被保険者」という。)又は第三号被保険者であつた者は、平成十七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、第二条の規定による改正前の国民年金法附則第七条の三の規定により第一条の規定による改正後の国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)に算入されない期間(同法附則第七条の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。)について、厚生労働大臣に届出をすることができる。

2・4 (略)

(任意加入被保険者の特例)

第二十三条 (略)

2・6 (略)

7 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに

第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいい、当該年度に六十五歳に達する受給権者に適用されるものとする。)を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を四百八十として第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により計算した額とする。)を十二で除して得た額に相当する額

三 (略)

2・3 (略)

(第三号被保険者の届出の特例)

第二十一条 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者(以下この項において「第三号被保険者」という。)又は第三号被保険者であつた者は、平成十七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、第二条の規定による改正前の国民年金法附則第七条の三の規定により第一条の規定による改正後の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)に算入されない期間(同法附則第七条の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。)について、厚生労働大臣に届出をすることができる。

2・4 (略)

(任意加入被保険者の特例)

第二十三条 (略)

2・6 (略)

7 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに

該当するに至った日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至ったときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一（略）

二 国民年金法第七条第一項第二号に規定する厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

三〇五（略）

八・九（略）

10 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第一項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

11（略）

第四十一条 削除

第四十三条 削除

該当するに至った日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至ったときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一（略）

二 国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき。

三〇五（略）

八・九（略）

10 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第二項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

11（略）

（事業主の届出に関する経過措置）

第四十一条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主は、同条に規定する七十歳以上の使用される者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）については、同条に規定する事項を厚生労働大臣に届け出ることを要しない。

（老齢厚生年金の支給の停止に関する経過措置）

第四十三条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定は、老齢厚生年金（その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限る。）については、適用しない。

2 第十九条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第

六項（同法附則第八十七條第七項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、同法附則第七十八條第六項の表（同法附則第八十七條第七項の規定により読み替えて準用される場合を含む。）の第一欄に掲げる年金たる保険給付（その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限る。）については、適用しない。